



(4) バリアフリー改修

高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	建築された日から 10 年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った住宅 (例：令和 6 年 2 月 1 日改修→平成 27 年 1 月 1 日建築以前が該当) ※併用住宅の場合は居住部分のみが対象 ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。 ※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（賃貸住宅を除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②次のいずれかの者が居住する住宅 ・ 65 歳以上の方（減額措置を受ける年度の賦課期日現在）・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方・ 障がい者 ③次に該当する工事を行い、国または地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額が 1 戸あたり 50 万円を超えるもの ・ 廊下の拡幅、手すりの取付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸への取替え、便所の改良、床表面の滑り止め化 ④改修後の住宅床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下のもの
減額内容	バリアフリー改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり 100 ㎡相当分まで）の 3 分の 1 を減額 ※省エネ改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の 3 分の 1 を減額、あわせて 3 分の 2 を減額）
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	①バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書 ②改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、改修工事箇所の写真、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） ③該当する場合は以下の書類の写し ・ 介護保険の被保険者証（要介護又は要支援認定をうけている方の場合） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等（障がい者の場合） ④工事契約書等の契約日が確認できる書類 ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062